

漁業法第 62 条の規定に基づく 広島海区漁場計画

(区 画 漁 業 権)

別冊 6 冊のうち 6

三原市、尾道市、福山市 海面

存 続 期 間 免許の日から
令和 10 年 8 月 31 日まで

公示番号

区第388号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
わかめ養殖業	10月 1 日から翌年 4 月30日まで

漁場の位置

三原市鷺浦町小佐木島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域
基点 1	三原市鷺浦町小佐木島北端から南西に 1 番目の鼻南西護岸から南西へ23メートルの所
基点 2	三原市鷺浦町小佐木島北端から南西に 2 番目の鼻
ア	1 から三原市和田沖町三菱重工業和田沖町工場埋立地東角を見通す線上30メートルの所
イ	1 から三原市和田沖町三菱重工業和田沖町工場埋立地東角を見通す線上70メートルの所
ウ	2 から三原市和田沖町三菱重工業和田沖町工場埋立地南西角を見通す線上40メートルの所
エ	2 から三原市和田沖町三菱重工業和田沖町工場埋立地南西角を見通す線上10メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

三原市

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第389号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
わかめ養殖業	10月 1 日から翌年 4 月30日まで

漁場の位置

尾道市瀬戸田町垂水地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域
基点 1	尾道市瀬戸田町垂水サンセットビーチ北側護岸堤南端
基点 2	1 から護岸堤沿い北へ50メートルの所（曲がり角）
ア	1 から尾道市瀬戸田町瓢箪島北端（273度）を見通す線上30メートルの所
イ	2 から愛媛県今治市大三島（286度）を見通す線上30メートルの所
ウ	2 から愛媛県今治市大三島（286度）を見通す線上50メートルの所
エ	1 から尾道市瀬戸田町瓢箪島北端（273度）を見通す線上50メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市瀬戸田町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第390号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
わかめ養殖業	10月 1 日から翌年 4 月30日まで

漁場の位置

尾道市瀬戸田町垂水地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域
基点 1	尾道市瀬戸田町垂水港防波堤西端
基点 2	尾道市瀬戸田町垂水港防波堤付け根から護岸堤沿い北へ102メートルの防波堤角
ア	1 から 2 を見通す線上100メートルの所
イ	1 から 2 を見通す線上150メートルの所
ウ	1 から 2 を見通す線に対し直角にイから20メートルの所
エ	1 から 2 を見通す線に対し直角にアから20メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市瀬戸田町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第391号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
いがい養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市瀬戸田町垂水地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	尾道市瀬戸田町垂水サンセットビーチ北側護岸堤南端から護岸沿い北へ50メートルの所（曲がり角）
ア	1 から尾道市瀬戸田町高根山の高（310メートル）を見通す線上600メートルの所
イ	1 から尾道市瀬戸田町高根山の東の高（218メートル）を見通す線上600メートルの所
ウ	1 から愛媛県今治市大三島北端（286度）を見通す線上200メートルの所
エ	1 から愛媛県今治市大三島北端（286度）を見通す線上350メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市瀬戸田町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

新規漁業権

公示番号

区第392号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
わかめ養殖業	10月 1 日から翌年 4 月30日まで

漁場の位置

尾道市東尾道松永湾干拓地地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域
基点 1	尾道市東尾道県営物揚場南西角
基点 2	尾道市東尾道松永湾干拓地南東角の排水口中央（※）ケンスイ南側道路の北側の線の延長線と護岸との交点）から護岸沿い北へ261メートルの所（護岸取り付け部北東角）
ア	1 から尾道市浦崎町戸崎の鼻東端を見通す線上445メートルの所
イ	1 から尾道市浦崎町戸崎の鼻東端を見通す線上385メートル所
ウ	2 から尾道市浦崎町手城鼻北端を見通す線上460メートルの所
エ	2 から尾道市浦崎町手城鼻北端を見通す線上520メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市向東町、山波町、新高山 1 ～3 丁目、東尾道

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第393号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
わかめ養殖業	10月 1 日から翌年 4 月30日まで

漁場の位置

尾道市向東町歌地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域
基点 1	尾道市向東町大磯鼻東端
基点 2	1 から護岸沿い西へ140メートルの所（護岸階段西側付け根）
基点 3	尾道市向東町女法崎北東側のコンクリート護岸南端から護岸沿い北へ138メートルの所
基点 4	尾道市浦崎町戸崎久保の鼻北西端
基点 5	尾道市浦崎町戸崎南西端の鼻
ア	2 から 5 を見通す線上110メートルの所
イ	2 から 5 を見通す線上180メートルの所
ウ	3 から 4 を見通す線上150メートルの所
エ	3 から 1 を見通す線上130メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市向東町、山波町、新高山 1 ～3 丁目、東尾道

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第394号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
わかめ養殖業	10月 1 日から翌年 4 月30日まで

漁場の位置

尾道市向東町加島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域
基点 1	尾道市向東町加島一番浦東端
基点 2	尾道市向東町加島東端
ア	1 から尾道市浦崎町カガラ山の高（164メートル）を見通す線上100メートルの所
イ	1 から尾道市浦崎町カガラ山の高（164メートル）を見通す線上200メートルの所
ウ	2 から尾道市浦崎町カガラ山の高（164メートル）を見通す線上200メートルの所
エ	ウからイウを結んだ直線と直角に南西へ100メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市向東町、山波町、新高山 1 ～3 丁目、東尾道

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第395号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市向東町松本新開地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	尾道市向東町松本新開南側防波堤南側付け根から護岸沿い南へ90メートルの所（南側防波堤から1番目のスベリ付け根中央）
ア	1から50度170メートルの所
イ	1から60度220メートルの所
ウ	1から85度200メートルの所
エ	1から85度120メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市向東町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第396号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
わかめ養殖業	10月 1 日から翌年 4 月30日まで

漁場の位置

尾道市百島町泊地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	尾道市浦崎町浦島漁協百島支所東側護岸南角（ゴミステーションの所）
基点 2	基点 1 から北へ2 つ目の鼻（カーブミラーの所）
ア	1 から福山市内海町田島天神山山頂を見通す線上100メートルの所
イ	1 から福山市内海町田島天神山山頂を見通す線上200メートルの所
ウ	2 から福山市内海町田島天神山山頂を見通す線上170メートルの所
エ	2 から福山市内海町田島天神山山頂を見通す線上70メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市浦崎町、百島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

新規漁業権

公示番号

区第397号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
わかめ養殖業	10月 1 日から翌年 4 月30日まで

漁場の位置

尾道市向島町上江府島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域
基点 1	尾道市向島町干汐漁港南側防波堤付け根から護岸沿い南へ215メートルのスベリ北側付け根
基点 2	尾道市向島町干汐漁港南側防波堤付け根から護岸沿い南へ280メートルの所
ア	1 から尾道市向島町上江府島南西端から北西へ 1 番目の鼻（人形岩）を見通す線上330メートルの所
イ	1 から尾道市向島町上江府島南西端から北西へ 1 番目の鼻（人形岩）を見通す線上430メートルの所
ウ	2 から尾道市向東町加島の高（104メートル）を見通す線上435メートルの所
エ	2 から尾道市向東町加島の高（104メートル）を見通す線上335メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市向島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第398号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市向島町串山地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	尾道市向島町向島漁協埋立地（南側）東角
基点2	尾道市向島町干汐漁港北側漁港用地北側付け根から護岸沿い北へ37メートルの所（スベリ北側付け根）
ア	1から尾道市向東町加島北端を見通す線上10メートルの所
イ	1から尾道市向東町加島北端を見通す線上130メートルの所
ウ	2から尾道市向島町上江府島北端を見通す線上180メートルの所
エ	2から尾道市向島町上江府島北端を見通す線上50メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市向島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第399号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市向島町上江府島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	尾道市向島町上江府島北西端
基点2	尾道市向島町上江府島南西端から北西へ1番目の鼻（人形岩）
ア	1から尾道市向島町干汐漁港南側防波堤南東角を見通す線上150メートルの所
イ	1から尾道市向島町干汐漁港南側防波堤南東角を見通す線上100メートルの所
ウ	2から尾道市向島町干汐漁港南側防波堤から護岸沿い南へ215メートルのスベリ北側付け根を見通す線上100メートルの所
エ	2から尾道市向島町干汐漁港南側防波堤から護岸沿い南へ215メートルのスベリ北側付け根を見通す線上150メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市向島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第400号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
いがい養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市向島町串山地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	尾道市向島町尾道市向島町漁協埋立地（南側）東角
基点2	尾道市向島町干汐漁港北側漁港用地北側付け根から護岸沿い北へ37メートルの所（スベリ北側付け根）
ア	1から尾道市向東町加島北端を見通す線上130メートルの所
イ	1から尾道市向東町加島北端を見通す線上180メートルの所
ウ	2から尾道市向島町上江府島北端を見通す線上240メートルの所
エ	2から尾道市向島町上江府島北端を見通す線上180メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市向島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第401号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市向島町串山地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の2アを結んだ直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、距岸5メートルの区域を除く。
基点1	尾道市向島町干汐漁港尾道市向島町漁協前の鋼製栈橋西側付け根
基点2	尾道市向島町干汐漁港北側漁港用地北側付け根から護岸沿い北へ37メートルの所（スベリ北側付け根）
ア	1から栈橋沿い南東へ18メートルの所（鋼製栈橋の南西端）

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市向島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

新規漁業権

公示番号

区第402号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
いがい養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市向島町上江府島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	尾道市向島町上江府島北西端
基点 2	尾道市向島町上江府島南西端から北西へ1番目の鼻（人形岩）
ア	1から尾道市向島町干汐漁港南側防波堤南東角を見通す線上100メートルの所
イ	1から尾道市向島町干汐漁港南側防波堤南東角を見通す線上50メートルの所
ウ	2から尾道市向島町干汐漁港南側防波堤から護岸沿い南へ215メートルのスベリ北側付け根を見通す線上50メートルの所
エ	2から尾道市向島町干汐漁港南側防波堤から護岸沿い南へ215メートルのスベリ北側付け根を見通す線上100メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市向島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第403号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
のり養殖業	9月20日から翌年3月31日まで

漁場の位置

福山市田尻町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	福山市田尻町田尻漁港南側防波堤突端から防波堤沿い南へ7メートルの所
基点 2	福山市水呑町と田尻町との海岸線における境界
ア	1から福山市走島町走島東端を見通す線上2,350メートルの所
イ	1から福山市走島町走島東端を見通す線上600メートルの所
ウ	2から福山市走島町袴島の高を見通す線上250メートルの所
エ	2から福山市走島町袴島の高を見通す線上2,000メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市田尻町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第404号

漁業種類 漁業権

第 3 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

福山市田尻町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域
基点1	福山市田尻町田尻漁港南側埋立地南側付け根
基点2	1から護岸沿い南へ274メートルの所（スベリ北側護岸付け根）
基点3	2から護岸沿い南へ192メートルの所（電柱基礎北東角）
ア	1から121度45分37メートルの所
イ	1から140度30分109メートルの所
ウ	2から63度50分107メートルの所
エ	2から84度45分158メートルの所
オ	3から103度50分155メートルの所
カ	3から103度50分25メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市田尻町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第405号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき延縄垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
あさり垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
あかがい養殖業	1月1日から12月31日まで
わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで

漁場の位置

福山市田尻町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域。
基点1	福山市田尻町田尻漁港東側防波堤付け根から護岸沿い東へ80メートルの所
基点2	福山市水呑町竹ヶ端から西へ1つ目の鼻
ア	1から岡山県笠岡市大飛島の高を見通す線上300メートルの所
イ	1から岡山県笠岡市大飛島の高を見通す線上550メートルの所
ウ	2から福山市走島町袴島の高を見通す線上287メートルの所
エ	2から福山市走島町袴島の高を見通す線上40メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市田尻町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第406号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき延縄垂下式養殖業	10月 1 日から翌年3月31日まで

漁場の位置

福山市田尻町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4 直線によって囲まれた区域。
基点 1	福山市田尻町田尻漁港南側防波堤突端から防波堤沿い南へ7メートルの所
基点 2	福山市田尻町田尻漁港南側埋立地南東角
ア	1 から福山市走島町走島東端を見通す線上1,920メートルの所
イ	1 から福山市走島町走島東端を見通す線上2,170メートルの所
ウ	2 から福山市走島町ギボシの鼻を見通す線上2,090メートルの所
エ	2 から福山市走島町ギボシの鼻を見通す線上1,840メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市田尻町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

新規漁業権

公示番号

区第407号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
わかめ養殖業	10月 1 日から翌年 4 月30日まで

漁場の位置

福山市鞆町仙酔島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の 1 アを結んだ直線、アイを距岸100メートルで結んだ線、 2 イを結んだ直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
基点 1	福山市鞆町仙酔島赤岬北端
基点 2	1 から海岸沿い南に250メートルの所
基点 3	福山市鞆町原港北側防波堤北端
基点 4	福山市鞆町原港護岸東側防波堤付け根から護岸沿い南東へ75メートルの所（護岸角）
ア	1 から 3 を見通す線上100メートルの所
イ	2 から 4 を見通す線上100メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市鞆町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第408号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
わかめ養殖業	10月 1 日から翌年 4 月30日まで

漁場の位置

福山市鞆町仙酔島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の 1 ア、アイ、 2 イを結んだ 3 直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
基点 1	福山市鞆町仙酔島あがりだての鼻
基点 2	福山市鞆町仙酔島海喰門南端
基点 3	福山市鞆町鞆支所前防潮堤北端から護岸沿い北へ 7 メートルの所
基点 4	福山市鞆町弁天島南端
ア	1 から 3 を見通す線上100メートルの所
イ	2 から 4 を見通す線上100メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市鞆町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第409号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
わかめ養殖業	10月 1 日から翌年 4 月30日まで

漁場の位置

福山市鞆町皇后島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の 3 ア、アイ、 4 イを結んだ 3 直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
基点 1	福山市鞆町仙酔島海喰門南端
基点 2	1 から海岸沿い東に240メートルの所
基点 3	福山市鞆町皇后島西端
基点 4	福山市鞆町皇后島北端
ア	3 から 1 を見通す線上150メートルの所
イ	4 から 2 を見通す線上100メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市鞆町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第410号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
のり養殖業	9月20日から翌年3月31日まで

漁場の位置

福山市走島町走島神原地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キアを結んだ7直線によって囲まれた区域
基点 1	福山市走島町走島神原の端
基点 2	福山市走島町走島軍艦石
基点 3	福山市走島町走島小山の鼻
ア	1 から福山市走島町鴻ノ石灯台を見通す（334度）線上300メートルの所
イ	1 から福山市箕島町箕沖埋立地南角を見通す（357度30分）線上900メートルの所
ウ	2 から福山市箕島町箕沖埋立地東角を見通す（1度30分）線上880メートルの所
エ	2 から岡山県笠岡市北木島高山鼻を見通す（70度）線上850メートルの所
オ	3 から岡山県笠岡市梶子島の高を見通す（50度）線上600メートルの所
カ	3 から岡山県笠岡市梶子島の高を見通す（50度）線上200メートルの所
キ	2 から岡山県笠岡市梶子島南端を見通す（58度）線上380メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市走島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第411号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
のり養殖業	10月 1 日から翌年 3 月31日まで

漁場の位置

福山市走島町走島南浦、金山鼻地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キアを結んだ 7 直線によって囲まれた区域
基点 1	福山市走島町走漁港（唐船地区）北側防波堤突端
基点 2	福山市走島町走島金山鼻南端
基点 3	福山市走島町走漁港（浦友地区）南側防波堤南側付け根
基点 4	福山市走島町走島鵜の糞の鼻
ア	1 から福山市走島町袴島南端を見通す（51度）線上380メートルの所
イ	1 から福山市走島町袴島南端を見通す（51度）線上530メートルの所
ウ	2 から岡山県笠岡市大飛島南西端を見通す（91度）線上600メートルの所
エ	2 から岡山県笠岡市六島の高を見通す（118度）線上900メートルの所
オ	4 から福山市走島町宇治島火打石の鼻を見通す（173度）線上1,600メートルの所
カ	3 から福山市走島町宇治島火打石の鼻を見通す（141度）線上730メートルの所
キ	2 から岡山県笠岡市大飛島南西端を見通す（91度）線上150メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市走島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第412号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
のり養殖業	10月 1 日から翌年 3 月31日まで

漁場の位置

福山市走島町加治屋島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キアを結んだ 7 直線によって囲まれた区域。ただし、海底電線の保護区域を除く。
基点 1	福山市走島町加治屋島北端
基点 2	福山市走島町走島走漁港（本浦地区）中防波堤北西角
基点 3	福山市走島町走島出崎の鼻
基点 4	福山市走島町走島鵜の糞の鼻
ア	1 から福山市鞆町鞆港東側防波堤突端を見通す（306度）線上540メートルの所
イ	1 から福山市鞆町鞆港東側防波堤突端を見通す（306度）線上140メートルの所
ウ	2 から福山市鞆町津軽島南端を見通す（292度）線上700メートルの所
エ	3 から福山市走島町加治屋島（南側の島）西端を見通す線上650メートルの所
オ	3 から福山市走島町加治屋島（南側の島）西端を見通す線上310メートルの所
カ	4 から福山市内海町当木島南端を見通す（266度）線上900メートルの所
キ	4 から福山市沼隈町阿伏兎灯台を見通す（291度）線上1,770メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市走島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第413号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
のり養殖業	10月 1 日から翌年 3 月31日まで

漁場の位置

福山市走島町袴島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ 4 直線とオカ、カキ、キク、クケ、ケオを結んだ 5 直線によって囲まれた区域
基点 1	福山市走島町袴島北端
基点 2	福山市走島町袴島南端
基点 3	福山市走島町袴島北西端
ア	1 から岡山県笠岡市稲積島西端を見通す（14度）線上150メートルの所
イ	2 から岡山県笠岡市大飛島の高を見通す（113度）線上150メートルの所
ウ	2 から福山市走島町走島金山鼻南端を見通す（213度）線上150メートルの所
エ	3 から福山市沼隈町阿伏兎南端を見通す（275度）線上240メートルの所
オ	1 から岡山県笠岡市稲積島西端を見通す（14度）線上1,250メートルの所
カ	2 から岡山県笠岡市大飛島の高を見通す（113度）線上1,150メートルの所
キ	2 から162度680メートルの所
ク	3 から福山市沼隈町阿伏兎南端を見通す（275度）線上430メートルの所
ケ	3 から福山市田尻町明神鼻を見通す（317度）線上1,050メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市走島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第414号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
のり養殖業	10月 1 日から翌年 3 月31日まで

漁場の位置

福山市走島町宇治島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コアを結んだ10直線によって囲まれた区域
基点 1	福山市走島町宇治島火打石の鼻
基点 2	福山市走島町宇治島大釜の端
基点 3	福山市走島町宇治島東端
基点 4	福山市走島町宇治島南東端
ア	1 から福山市走島町走島鵜の糞の鼻を見通す（317度）線上180メートルの所
イ	1 から福山市走島町走島鵜の糞の鼻を見通す（317度）線上1,040メートルの所
ウ	3 から福山市走島町袴島南端を見通す（357度）線上980メートルの所
エ	3 から岡山県笠岡市六島西端を見通す（103度30分）線上950メートルの所
オ	4 から香川県三豊市託間町箱室浜北端を見通す（118度）線上1,080メートルの所
カ	4 から香川県観音寺市円上島の高を見通す（185度）線上500メートルの所
キ	4 から香川県観音寺市円上島の高を見通す（185度）線上150メートルの所
ク	3 から香川県観音寺市伊吹島東端を見通す（166度）線上550メートルの所
ケ	3 から岡山県笠岡市六島西端を見通す（103度30分）線上160メートルの所
コ	2 から岡山県笠岡市大飛島西端を見通す（46度）線上130メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市走島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第415号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき延縄垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

福山市走島町走島唐船地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域
基点1	福山市走島町走島小山の鼻南東護岸の階段北側付け根から護岸沿い北西に54メートルの所
基点2	福山市走島町走島徳利の鼻
基点3	福山市走島町走島前唐船の鼻
ア	1から福山市走島町袴島北西端を見通す120メートルの所
イ	2から福山市走島町袴島北西端を見通す50メートルの所
ウ	3から福山市走島町袴島北西端を見通す線上50メートルの所
エ	3から福山市走島町袴島北西端を見通す線上150メートルの所
オ	2から福山市走島町袴島北西端を見通す線上150メートルの所
カ	1から福山市走島町袴島北西端を見通す線上200メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市走島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第416号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

福山市沼隈町能登原小桜地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	福山市沼隈町能登原（有）岩船水産西側棧橋西側付け根から護岸沿い南西へ5メートルの所
基点 2	福山市沼隈町能登原千年漁業協同組合敷地東角から護岸沿い南西へ9.5メートルの所
ア	1から福山市沼隈町阿伏兎灯台を見通す線上130メートルの所
イ	1から福山市沼隈町阿伏兎灯台を見通す線上70メートルの所
ウ	2から福山市沼隈町能登原本谷川河口左岸角を見通す線上70メートルの所
エ	2から福山市沼隈町能登原本谷川河口左岸角を見通す線上130メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市沼隈町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第417号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
あさり垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
ひおうぎがい養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

福山市沼隈町能登原小桜地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	福山市沼隈町能登原(有)岩船水産西側栈橋西側付け根から護岸沿い南西へ5メートルの所
基点2	福山市沼隈町能登原千年漁業協同組合敷地東角から護岸沿い南西へ9.5メートルの所
ア	1から福山市沼隈町阿伏兎灯台を見通す線上70メートルの所
イ	1から福山市沼隈町阿伏兎灯台を見通す線上50メートルの所
ウ	2から福山市沼隈町能登原本谷川河口左岸角を見通す線上50メートルの所
エ	2から福山市沼隈町能登原本谷川河口左岸角を見通す線上70メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市沼隈町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第418号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
あさり垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
ひおうぎがい養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

福山市沼隈町能登原小桜地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	福山市沼隈町桜地区船だまり防波堤突端
基点2	福山市沼隈町桜地区船だまり防波堤突端から防波堤沿い北西50メートルの所
ア	1から福山市沼隈町岩船鼻南端を見通す線上20メートルの所
イ	1から福山市沼隈町岩船鼻南端を見通す線上70メートルの所
ウ	2から福山市沼隈町能登原千年漁業協同組合敷地東南角から護岸沿い南西へ9.5メートルの所を見通す線上70メートルの所
エ	2から福山市沼隈町能登原千年漁業協同組合敷地東南角から護岸沿い南西へ9.5メートルの所を見通す線上20メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市沼隈町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第419号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
あさり垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
ひおうぎがい養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

福山市内海町田島横田漁港地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	福山市内海町田島横田漁港東側防波堤突端
基点2	1から防波堤沿い東へ100メートルの所
ア	1から福山市内海町田島西端を見通す線上300メートルの所
イ	1から福山市内海町田島西端を見通す線上400メートルの所
ウ	2から339度400メートルの所
エ	2から339度300メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市内海町横島

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第420号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
わかめ養殖業	10月 1 日から翌年 4 月30日まで

漁場の位置

福山市内海町横島小入僧地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域
基点 1	福山市内海町横島小入僧の南鼻
基点 2	福山市内海町横島手の型岩北端
ア	1 から福山市内海町田島高山の高を見通す線上50メートルの所
イ	1 から福山市内海町田島高山の高を見通す線上150メートルの所
ウ	2 から福山市内海町田島高山の高を見通す線上150メートルの所
エ	2 から福山市内海町田島高山の高を見通す線上50メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市内海町横島

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第421号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
あさり垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
ひおうぎがい養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

福山市内海町横島志垣地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	福山市内海町志垣地区の県道387号線の交差点（道路建設顕彰碑前）に設置されたカーブミラーの所
基点2	福山市内海町内海西部地区浄化センター敷地西角
ア	1から尾道市百島町泊地区北側防波堤突端を見通す線上100メートルの所
イ	1から尾道市百島町泊地区北側防波堤突端を見通す線上300メートルの所
ウ	2から尾道市百島町南端（だんご岩）を見通す線上300メートルの所
エ	2から尾道市百島町南端（だんご岩）を見通す線上100メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市内海町横島

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第422号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
あさり垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
ひおうぎがい養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

福山市内海町横島入双地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	福山市内海町横田漁港西側防波堤（入双防波堤）付け根から護岸沿い南へ75メートルの所
基点2	福山市内海町横田漁港小入双防波堤突端
ア	1から横田漁港一文字防波堤西側突端を見通す線上50メートルの所
イ	1から横田漁港一文字防波堤西側突端を見通す線上150メートルの所
ウ	2から福山市内海町田島明見川河口に設置された排水口を見通す線上250メートルの所
エ	2から福山市内海町田島明見川河口に設置された排水口を見通す線上150メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市内海町横島

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第423号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

福山市内海町横島防地地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウアを結んだ3直線によって囲まれた区域
基点1	福山市内海町横島横田港船舶巻き上げ施設北側護岸付け根から防波堤沿い東側に15メートルの所
基点2	福山市内海町横島荷上場南側から1番目の防潮扉北端
基点3	福山市内海町横島弁天橋橋脚北端から海岸沿い北に15メートルの所
基点4	福山市内海町横島荷上場南側付け根
ア	1から2を見通す線と3から60度の線との交点
イ	1から2を見通す線と4から95度の線との交点
ウ	3から60度の線と4から95度の線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市内海町横島

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第424号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
もずく養殖業	10月 1 日から翌年 6 月30日まで

漁場の位置

福山市内海町田島番川原、大浦地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キクを結ぶ7直線とクアを距岸80メートルで結んだ線によって囲まれた区域
基点 1	福山市内海町田島番川原の小川河口右岸角
基点 2	福山市内海町田島船津寒神社の西鼻
基点 3	福山市内海町田島船津の小川河口中央
基点 4	福山市内海町田島福山西警察署田島駐在所前のスベリ中央
基点 5	福山市内海町田島大浦川河口左岸角（大浦の船だまり埋立地西側付け根(内角) から護岸沿い西へ67メートルの所)
ア	1 から尾道市片平礁の灯台を見通す線と距岸80メートルの線との交点
イ	1 から尾道市片平礁の灯台を見通す線上200メートルの所
ウ	2 から尾道市片平礁の灯台を見通す線上200メートルの所
エ	3 から尾道市百島北東端を見通す線上200メートルの所
オ	4 から福山市沼隈町クリクワソワイを見通す線上200メートルの所
カ	5 から内海町大が瀬灯台を見通す線上250メートルの所
キ	5 から内海町大が瀬灯台を見通す線上130メートルの所
ク	4 から福山市沼隈町クリクワソワイを見通す線と距岸80メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市内海町田島

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第425号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
もずく養殖業	10月 1 日から翌年 6 月30日まで

漁場の位置

福山市内海町田島天満地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ 6 直線によって囲まれた区域
基点 1	福山市内海町田島大浦物揚場埋立地東側付け根
基点 2	福山市内海町田島天満川河口左岸角
基点 3	福山市内海町田島旧幸崎フェリー発着場防波堤北側付け根から西へ 2 番目の階段東側付け根から護岸沿い東へ38メートルの所
ア	1 から福山市内海町大が瀬灯台を見通す線上60メートルの所
イ	1 から福山市内海町大が瀬灯台を見通す線上200メートルの所
ウ	2 から福山市沼隈町大越の船だまり北側尾根の送電線鉄塔を見通す（348度30分）線上200メートルの所
エ	3 から福山市沼隈町常石造船所東端のドック東側ウインチ置場南角を見通す線上200メートルの所
オ	3 から福山市沼隈町常石造船所東端のドック東側ウインチ置場南角を見通す線上60メートルの所
カ	2 から福山市沼隈町大越の船だまり北側尾根の送電線鉄塔を見通す（348度30分）線上60メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市内海町田島

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第426号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
のり養殖業	9月20日から翌年2月20日まで

漁場の位置

福山市内海町田島牛ノ首地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域
基点1	福山市内海町田島牛ノ首北西端
基点2	1から海岸沿い南へ100メートルの所
ア	1から福山市沼隈町岩船の鼻を見通す線上200メートルの所
イ	1から福山市沼隈町岩船の鼻を見通す線上100メートルの所
ウ	1から314度140メートルの所
エ	2から福山市内海町田島釜谷川河口中央を見通す線上150メートルの所
オ	2から福山市内海町田島釜谷川河口中央を見通す線上300メートルの所
カ	1から306度310メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市内海町田島

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第427号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
のり養殖業	9月20日から翌年2月20日まで

漁場の位置

福山市内海町矢ノ島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	福山市内海町矢ノ島西端
基点 2	福山市内海町矢ノ島北端
ア	1から320度210メートルの所
イ	1から334度290メートルの所
ウ	2から50度210メートルの所
エ	2から78度150メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市内海町田島

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第428号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
のり養殖業	9月20日から翌年2月20日まで

漁場の位置

福山市内海町田島小箱地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	福山市内海町田島馬場崎南の県道385号線と林道の北側交差点東の護岸点から護岸沿い南へ192メートルの所
基点2	福山市内海町田島箱崎漁港北側防波堤北側付け根から護岸沿い北へ103メートルの所
ア	1から122度を見通す線上50メートルの所
イ	1から122度を見通す線上150メートルの所
ウ	2から福山市走島町走島南西端を見通す(106度30分)線上120メートルの所
エ	2から福山市走島町走島南西端を見通す(106度30分)線上20メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市内海町田島

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第429号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
のり養殖業	9月20日から翌年3月31日まで

漁場の位置

福山市内海町田島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コアを結んだ10直線によって囲まれた区域
基点 1	3 から海岸沿い西へ550メートルの所
基点 2	3 から海岸沿い西へ400メートルの所
基点 3	福山市内海町田島獅子落の鼻
基点 4	福山市内海町田島鼻ぐりの鼻
基点 5	福山市内海町田島二本松の鼻
基点 6	7 から海岸沿い西へ100メートルの所
基点 7	福山市内海町田島日和山の鼻
ア	1 から愛媛県越智郡上島町魚島の高を見通す線上1,050メートルの所
イ	2 から愛媛県越智郡上島町高井神島西端を見通す線上500メートルの所
ウ	2 から愛媛県越智郡上島町高井神島西端を見通す線上250メートルの所
エ	3 から愛媛県越智郡上島町江の島西端を見通す線上250メートルの所
オ	4 から香川県観音寺市円上島東端を見通す線上250メートルの所
カ	5 から香川県観音寺市円上島東端を見通す線上250メートルの所
キ	7 から香川県観音寺市円上島東端を見通す線上250メートルの所
ク	6 から香川県観音寺市円上島東端を見通す線上650メートルの所
ケ	4 から香川県観音寺市円上島東端を見通す線上1,100メートルの所
コ	3 から愛媛県越智郡上島町江の島西端を見通す線上1,000メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市内海町田島

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第430号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
のり養殖業	11月 1 日から翌年 3 月31日まで

漁場の位置

福山市内海町横島巳の浜地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ 6 直線によって囲まれた区域
基点 1	福山市内海町横島越後の鼻東側のコンクリート護岸西端から海岸沿い南西へ70メートルの所（波消ブロック防波堤の西側付け根）
基点 2	福山市内海町横島巳の浜西の鼻の突端
基点 3	福山市内海町横島地蔵鼻東端
ア	1 から愛媛県越智郡上島町江の島東端を見通す線上200メートルの所
イ	2 から愛媛県越智郡上島町百貫島灯台を見通す線上250メートルの所
ウ	3 から愛媛県越智郡上島町魚島西端を見通す線上250メートルの所
エ	3 から愛媛県越智郡上島町魚島西端を見通す線上700メートルの所
オ	2 から愛媛県越智郡上島町百貫島灯台を見通す線上700メートルの所
カ	1 から愛媛県越智郡上島町江の島東端を見通す線上450メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市内海町田島

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第431号

漁業種類

漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
のり養殖業	9月20日から翌年3月31日まで

漁場の位置

福山市沼隈町阿伏兎地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域
基点1	福山市沼隈町阿伏兎観音石
基点2	福山市沼隈町阿伏兎垂れ水の鼻
基点3	福山市沼隈町と鞆町との海岸線における境界（大石）
ア	1から香川県観音寺市円上島西端を見通す線上100メートルの所
イ	1から香川県観音寺市円上島西端を見通す線上150メートルの所
ウ	2から愛媛県越智郡上島町江の島西端を見通す線上360メートルの所
エ	3から香川県観音寺市円上島西端を見通す線上500メートルの所
オ	3から香川県観音寺市円上島西端を見通す線上150メートルの所
カ	2から香川県観音寺市円上島西端を見通す線上100メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市内海町田島

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第432号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
のり養殖業	9月20日から翌年2月末日まで

漁場の位置

福山市鞆町平地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オアを結んだ5直線によって囲まれた区域。ただし、福山市鞆町津軽島の距岸10メートルの区域を除く。
基点 1	福山市鞆町狐崎
基点 2	福山市鞆町玉津島西端
基点 3	福山市鞆町津軽島南端
ア	1 から157度30分500メートルの所
イ	1 から157度30分100メートルの所
ウ	2 から福山市沖のハチカサノ瀬灯標を見通す線上100メートルの所
エ	2 から福山市沖のハチカサノ瀬灯標を見通す線上480メートルの所
オ	3 から福山市沖のハチカサノ瀬灯標を見通す線上300メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市内海町田島

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第433号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで
あさり垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

福山市内海町田島横田漁港地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	福山市内海町田島横田漁港東側防波堤突端
基点2	1から防波堤沿い東へ100メートルの所
ア	1から福山市内海町田島西端を見通す線上150メートルの所
イ	1から福山市内海町田島西端を見通す線上300メートルの所
ウ	2から339度300メートルの所
エ	2から339度150メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市内海町田島

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第434号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで
あさり垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

福山市内海町田島内浦地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを距岸50メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点1	福山市内海町田島黒越鼻北端
基点2	福山市内海町田島黒越鼻東端
ア	1から福山市内海町田島牛ノ首北端を見通す線と距岸50メートルの線との交点
イ	1から福山市内海町田島牛ノ首北端を見通す線上260メートルの所
ウ	2から福山市内海町田島白橋の南の鼻を見通す線上130メートルの所
エ	2から福山市内海町田島白橋の南の鼻を見通す線と距岸50メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市内海町田島

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第435号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
あさり垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

福山市内海町矢ノ島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオを結んだ4直線とオアを距岸20メートルで結んだ線によって囲まれた区域
基点1	福山市内海町田島箱崎漁港（寺山地区）東埋立地の防波堤東側付け根
基点2	福山市内海町田島馬場崎の西側県道護岸の階段西側付け根から護岸沿南西に20メートルの所
基点3	福山市内海町田島馬場崎北端
ア	1から福山市内海町矢ノ島東端を見通す線と距岸20メートルの線との交点
イ	1から福山市内海町矢ノ島東端を見通す線上140メートルの所
ウ	3から福山市内海町矢ノ島北端を見通す線上230メートルの所
エ	3から福山市内海町矢ノ島北端を見通す線上30メートルの所
オ	2から福山市沼隈町岩船の鼻を見通す線と距岸20メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市内海町田島

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第436号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

福山市内海町田島牛ノ首地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域
基点1	2から海岸沿い北へ78メートルの所
基点2	福山市内海町田島牛ノ首南端（親水護岸北側の石垣護岸の北端）
基点3	福山市内海町田島箱崎漁港（寺山地区）西埋立地西親水護岸上端南西角から護岸沿い北東へ64メートルの所
ア	1から福山市内海町田島釜谷川河口中央を見通す線上150メートルの所
イ	2から福山市内海町田島黒越鼻を見通す（251度30分）線上200メートルの所
ウ	2から福山市内海町田島黒越鼻を見通す（251度30分）線上130メートルの所
エ	3から福山市内海町田島黒越鼻の登山道入口を見通す線上80メートルの所
オ	3から福山市内海町田島黒越鼻の登山道入口を見通す線上420メートルの所
カ	1から福山市内海町田島釜谷川河口中央を見通す線上300メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市内海町田島

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第437号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

福山市内海町田島内浦地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカを結んだ5直線とカキを距岸50メートルで結んだ線及びキアを結んだ直線とによって囲まれた区域
基点 1	福山市内海町田島旧幸崎フェリー発着場南側駐車場の南側付け根
基点 2	1 から護岸沿い南へ270メートルの所
基点 3	福山市内海町田島黒越鼻西側付け根の護岸内角から護岸沿い北へ56メートルの所
基点 4	福山市内海町田島黒越鼻北端
ア	3 から 1 を見通す線上270メートルの所
イ	4 から内海大橋の福山市内海町田島側から 3 番目の橋脚を見通す線上160メートルの所
ウ	2 から福山市内海町田島牛ノ首北端を見通す線と 4 から内海大橋の田島側から 3 番目の橋脚を見通す線との交点
エ	2 から福山市内海町田島牛ノ首北端を見通す線上750メートルの所
オ	4 から福山市内海町田島牛ノ首北端を見通す線上260メートルの所
カ	4 から福山市内海町田島牛ノ首北端を見通す線と距岸50メートルの線との交点
キ	3 から 1 を見通す線と距岸50メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市内海町田島

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第438号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき延縄垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

福山市内海町田島内浦地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のエア、アイ、イウ、ウエを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	福山市内海町田島旧幸崎フェリー発着場南側駐車場の南側付け根
基点2	1から護岸沿い南へ280メートルの所
基点3	福山市内海町田島黒越鼻西側付け根の護岸内角から護岸沿い北へ56メートルの所
基点4	福山市内海町田島黒越鼻北端
ア	1から3を見通す線と2から福山市内海町田島牛ノ首北端を見通す線との交点
イ	2から福山市内海町田島牛の首北端を見通す線と4から内海大橋の田島側から3番目の橋脚を見通す線との交点
ウ	4から福山市内海町内海大橋の田島側から3番目の橋脚を見通す線上160メートルの所
エ	3から1を見通す線上270メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市内海町田島

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第439号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき延縄垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

福山市内海町田島小箱地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	福山市内海町田島馬場崎南の県道385号線と林道の北側交差点東の護岸点から護岸沿い南へ92メートルの所
基点2	福山市内海町田島馬場崎南の県道385号線と林道の北側交差点東の護岸点から護岸沿い南へ192メートルの所
ア	1から福山市沼隈町阿伏兎灯台を見通す線上20メートルの所
イ	1から福山市沼隈町阿伏兎灯台を見通す線上120メートルの所
ウ	2から福山市走島町宇治島南西端を見通す線上150メートルの所
エ	2から福山市走島町宇治島南西端を見通す線上50メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市内海町田島

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

区第440号

漁業種類 漁業権

第 1 種

区画漁業

漁業の名称	漁業の時期
かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

福山市内海町田島釜谷地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のエア、アイ、イウ、ウエを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	福山市内海町田島旧幸崎フェリー発着場南側駐車場の南側付け根
基点 2	福山市内海町田島釜谷北の三叉路の護岸のカーブミラーの所
基点 3	福山市内海町田島釜谷北の護岸スベリ南角から護岸沿い南へ66メートルの所
基点 4	福山市内海町田島釜谷南の三叉路の護岸のカーブミラーの所
基点 5	福山市内海町田島黒越鼻西側付け根の護岸内角から護岸沿い北へ56メートルの所
ア	3から福山市沼隈町常石鉄工のクレーンを見通す線と2から4を見通す線との交点
イ	3から福山市沼隈町常石鉄工のクレーンを見通す線と1から5を見通す線との交点
ウ	4から福山市沼隈町常石鉄工のクレーンを見通す線と1から5を見通す線との交点
エ	4から福山市沼隈町常石鉄工のクレーンを見通す線と距岸10メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市内海町田島

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権